

朝霞都市計画道路の変更（埼玉県決定）

都市計画道路中 3・5・5 新河岸川通線を廃止する。

理由

3・5・5 新河岸川通線については、都市計画決定後、本路線の東側に並行して、主要幹線道路である一般国道和光富士見バイパスが事業化され、現在、一般国道 298 号から県道朝霞蕨線までの区間が供用されるとともに、その北側区間についても計画的に事業が進捗していること、更に、一般国道 254 号和光富士見バイパスの事業とあわせ周辺道路についても整備が進捗したことから、一般国道 254 号和光富士見バイパスが本路線の代替機能を果たすことが確実となったため、全線を廃止するものです。